

減損損失の戻し入れをめぐる企業の論理 なぜ、特定の企業は戻し入れを肯定するか

The upward adjustment and management's motivations: Why do some firms advocate whereas others oppose the subsequent recognition of increases in value?

一橋大学大学院商学研究科 博士後期課程

川島 健司

gcd2105@srv.cc.hit-u.ac.jp

要約

本論文は、事業用資産の減損会計をめぐる経営者のモチベーションを解明する。注目するのは、ある特定の企業が減損損失の戻し入れに対して肯定的であるのに対して、他の企業はそれに否定的であるという事実である。その理由や背後にある論理的なメカニズムを、アメリカ FASB の基準設定過程で寄せられたコメントレターとその回答企業の財務データを用いて分析する。コメントレターは経営者のモチベーションを解明するにあたって有用かつ豊富な情報源であり、これを用いた既存研究は意外なほど少ない。

本論文における発見事項は次のとおりである。戻し入れを肯定する企業は、(a) 経済実態の変化を積極的に認識する傾向があるが、バランスシートにおける現在価値の開示を志向しているわけではない、(b) むしろ経済実態を適正に反映した期間利益計算を志向しており、とりわけ電力会社は料金設定をめぐる事情からその傾向が強い、(c) 業績が低い傾向にあり、増益機会を保持しようとしている可能性がある、(d) 会計処理上の実務コストが低い。これらの結果は、事業用資産の上方への時価評価をめぐる議論に示唆を与えるであろう。

Summary

I investigate why managers of some firms advocate restorations of impairment losses in their financial statements while others oppose the subsequent recognition of increases in value. I validate it via comment letters that were subscribed in a process of accounting standards setting in the U.S. and financial data relative to the respondent firms. Comment letters are useful and rich sources for explaining management's motivations and I'm not aware of previous studies that explicitly used those sources.

I document that firms advocating the subsequent recognition (a) tend to recognize a change of economic circumstances but not prefer the current-value accounting, (b) intend to properly state current and future operations, in particular the electric utility industry because of regulatory utility rates, (c) are more likely to have opportunities of squeezing earnings, (d) might carry out restorations without high cost. This study will provide implications in terms of the upward revaluation for long-lived assets.

1. 問題提起

2002年8月、企業会計審議会から「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」が公表された。会計先進国といわれるアメリカに7年遅れるかたちで、ようやくわが国でもいわゆる減損会計基準の整備に目処がつけられた。この基準の設定過程では会計処理をめぐる論点が数多く存在した¹。その1つが減損の戻し入れをめぐる議論である。すなわち、減損処理を行った後に当該資産の価値が上昇した場合に、当初の減損損失を戻し入れるべきか否かという議論である。

これに対する1つの有力な考え方は、減損処理は回収可能価額の見積りにもとづいて行われるため、その見積りに変更があり、その結果減損損失が当初に比べて減額される場合には、後に減損損失の戻し入れを行うべきだとするものである。しかし結局、公表された意見書では戻し入れを禁止している。

ではなぜ戻し入れは禁止されたか。その理由として意見書が説明しているのは、第1に減損の存在が相当程度確実な場合に限って減損損失を認識・測定することとしていること、第2に戻し入れは事務的負担を増大させるおそれがあることである。前者は、そもそも戻し入れを行う状況は発生しないとするものであるが、戻し入れを禁止する理由としては消極的な論拠である。むしろ基準設定プロセスにおいて重要視されたのは、参考意見としてとりわけ産業界から多く聞かれた後者である。例えば、ある大手製鉄会社の参考人は次のように述べている。

「実務的に考えまして、一度減損したものを、とくに長期に存続する資産でありますと、・・・(省略)・・・その資産だけは(減損の)兆候ではなくて、実際にキャッシュフローがどの程度回復したか毎期毎期追いかけることになり、実務的に不可能であると思います。」²(括弧内 筆者)

このように戻し入れを禁止した意見書のスタンスは、実務的負担を軽減するという企業サイドの要望を色濃く反映したものと見える。

ところが、世界に先駆けて減損会計基準を導入したアメリカに目を転じてみると、この戻し入れをめぐる議論はより複雑であった。そこでは戻し入れを禁止するべきか要求するべきかの争点で、企業サイドのなかでも見解が2分していたのである。そこでいま改めて注目すべき点は、当時のアメリカで、企業サイドからも戻し入れを肯定する声が寄せられていたという事実である。

それでは、戻し入れを肯定した企業とは、いったいどのような理由にもとづいていたのだろうか。この問題に対して、本論文ではアメリカ減損会計基準の設定プロセスで寄

¹ 企業会計審議会・第1部会「固定資産の会計処理に関する論点の整理」(2000年6月)、企業会計審議会・固定資産部会「固定資産の会計処理に関する審議の経過報告」(2001年7月)を参照。また、2000年10月から2002年6月にかけて合計25回にわたって開催された企業会計審議会・固定資産部会の議事録も参照。

² 企業会計審議会第5回固定資産部会(2001年2月23日)、新日本製鐵(株)財務部決算グループリーダー(現、企業会計基準委員会委員)・都正二氏による発言。

せられたコメントレーターに着目し、そこである企業からは戻し入れに対して否定的な見解が聞かれ、また別の企業からは戻し入れに対して肯定的な見解が聞かれた事実に関心をあてる。そのなかで、後者のカテゴリーが戻し入れを肯定した理由は何であり、そうした見解がなぜ生じるに至ったかという背後にあるメカニズムを追加的なデータを補足しながら解明する。

本論文の構成は以下のとおりである。続く第2節では、1990年にFASBが公表した減損会計に関する討議資料とそれに対して各界から寄せられたコメントレーターの概要を記述する。第3節では、コメントレーターを参照し、戻し入れを肯定する意見を整理する。その後2つの節ではそれら意見の背後にある論理をさぐる。まず第4節では、各コメントレーターについて、戻し入れに対する意見と、討議資料で提示された他の論点に対する意見内容との関係を分析する。回答パターンの傾向から、戻し入れを肯定する企業の特徴を浮かび上がらせる。第5節では、各企業の当時のアニュアルレポートを用いて、戻し入れに対する意見と財務パフォーマンス、ディスクロージャーの内容、あるいは産業特性との関係を分析する。以上を踏まえ、第6節では結論を述べる。

2. 戻し入れをめぐる論点とコメントレーター

(1) FASBの討議資料

アメリカで減損会計が基準設定機関によって正式に審議に加えられたのは、1988年11月であった。それから3年余りが経過した1990年12月、FASBから討議資料「『長期性資産と識別可能な無形資産の減損に関する会計』に関する論点の分析」が公表された。この討議資料は、本文(196のパラグラフ、34ページ)と5つの付属資料からなり、合計116ページの分量である。内容は、減損の測定、認識、開示に関する議論を中心に合計7つの論点から構成されている。

このうち、本論文の議論と直接関係するのは減損損失の戻し入れに関する論点7である。すなわち、減損処理後に資産価値が上昇し、その測定属性が新しい簿価を超過した場合、その上昇を当該資産の簿価の回復として認識するべきか否かという論点である。また、これに関連した下位論点7.1として、もし戻し入れを認識する場合、その簿価の修正は当初の減損による切り下げがそもそも行われていなかったときに付けられていたはずの簿価を上限とするべきか否か、という点も議論の俎上に上げられている。

(2) コメントレーター

討議資料の公表から翌1991年5月31日までのおよそ半年間にわたって、各論点に対して各界から意見が集められた。そこで寄せられた書面による回答、すなわちコメントレーター(comment letters)は、FASBからその複写集(FASB[1993])を購入することができる。この複写集は、すべてのコメントレーターの写しを機械的に製本したもので、FASBによる要約や分析などの加工は一切施されていない。分量は、A4サイズの大き

さで4冊、すべてのページを合計するとおよそ1,100ページになる³。

これによれば、当該討議資料に対して寄せられたコメントレターの総数は146通である。この数はFASBに寄せられる回答数としておよそ平均的であるとみてよい⁴。回答者の属性は、事業会社が107通(73%)でもっとも多く、次いで公認会計士18通(12%)、学者5通(3%)、国営会社3通(2%)、その他13通(9%)である⁵。

このうち、本論文で着目するのは事業会社である。事業会社107通には、一般事業会社、公益事業会社、銀行、保険会社のほか、全米不動産協会(National Association of Real Estate Companies)や全米ガス協会(American Gas Association)といった産業団体が含まれている。本論文の分析では財務データを活用するため、アニュアルレポートが入手できない企業と産業団体を分析対象から除外する。その結果、分析対象とするコメントレターは84通になる(図表1)。

図表1 分析対象サンプルの抽出

コメントレター総数	146通
控除対象	
-) 事業会社以外のコメントレター	39
-) アニュアルレポート入手不可	13
-) 産業団体	10
控除対象合計	62通
<u>分析対象サンプル</u>	<u>84通</u>

3. 回答内容

(1) 論点7に対する回答結果

戻し入れを要求するべきか禁止するべきかという論点7について、要求するべきだと回答したのは31通(37%)、禁止するべきだと回答したのは45通(53%)であった。残りは前提条件に依存するために特定できないとする回答と無回答のそれぞれ4通である。

また、下位論点7.1では、戻し入れを要求するべきだと回答した31通のうち、その修正は減損処理を行っていなかったときに付けられていたはずの簿価を上限とするべきだと回答しているのが28通(91%)あり、その他に「特定できない」が2通、「無回答」

³ 内訳は、コメントレターのコピーが1,000ページ程であり、残りの約100ページは討議資料の写しとFASBが作成した回答者一覧表となっている。

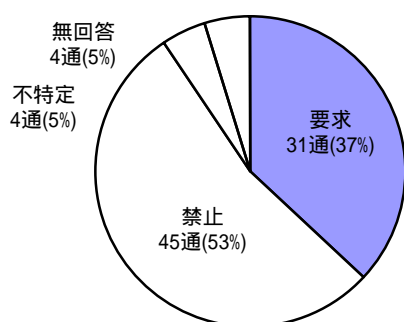
⁴ Tandy and Wilburn[1992]は、FAS1号からFAS100号の各公開草案に対するコメントレターについて、その数や回答者の属性を調査している。彼らの調査結果にもとづいて筆者が平均数を算出したところ、FAS1号からFAS100号までの公開草案に寄せられたすべてのコメントレターの総数13,369通を調査対象となった基準数の97で割り、1公開草案あたりの提出数は137.8通となった。討議資料と公開草案という違いはあるものの、本論文が扱うコメントレターの回答状況は平均的であると推察してよいだろう。

⁵ その他の内訳は、学生(7)、非営利組織(2)、法律事務所(1)、一般個人(1)、不明(2)である。

が1通あった。簿価修正の上限は不要とする回答は0通であった(図表2・図表3)。

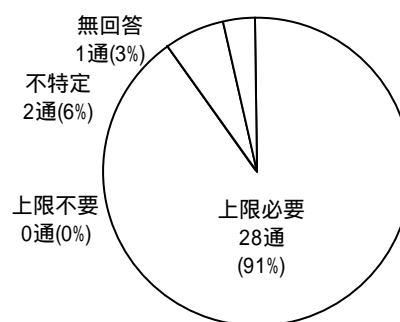
下位論点7.1ではほぼ意見の一致がみられるため、これより先は意見の対立がみられる論点7の回答理由に着目していくことにしよう。

図表2 論点7への回答



N=84

図表3 論点7.1への回答



N=31

(2) 戻し入れ禁止理由

戻し入れを禁止する理由は、図表4の右列に示したとおり「減損処理後の簿価は新しい原価とみなすべきであり、戻し入れを行うと未実現利益を計上することになり、原価主義からの乖離につながる」、「利益調整の余地を与えることから実務の乱用につながる」、「利益の変動性を高め、財務諸表利用者をミスリードさせる」、「当初の減損処理に対する信用を失い、財務諸表の信頼性が損なわれる」などである。意外にも、わが国において戻し入れを禁止する理由として説明されていた「戻し入れを行う状況は生じない」という点について記述した回答は7通(16%)しかなく、「実務の複雑化を回避する」という点に至ってはわずか1通しかみられない。

(3) 戻し入れ要求理由

戻し入れの要求理由として、まずは典型的な回答であるIBM社から寄せられた以下のコメントを紹介する。

「減損の測定は、事象や環境の発生可能性とその減損の金額に関する見積りに依存しています。したがって、もしこれらの見積りが変化したら、経営者に当該資産の簿価を適正な価値に修正するよう認める必要があると考えられます。」

(J. J. Smith, International Business Machines Corp.)

このように、当初の見積りの改訂は認識すべきとする趣旨の記述を含んだ回答は合計で13通あり、戻し入れ要求理由としてもっとも多くみられた。

また、これに通じた趣旨のコメントとして、食品会社であるサラ・リー社による記述を引用しよう。

「簿価切り下げの戻し入れは、資産価値を表示し、現在の財政状態と将来の営業成績を忠実に示す唯一の方法であると思われます。」(*Richard G. Rademacher; Sara Lee Corp.*)

このように、表現の忠実性の改善について触れた回答は合計で 8 通(26%)あった。さらにこれらに関連したコメントとして、コカ・コーラ社による回答を引用する。

「減損による切り下げは、それを測定した時点でわかっていた事実と状況にもとづいた見積りであり、後にそうした事実と状況に変化が生じれば、ちょうどその不利な変化を認識するのと同様に、有利な変化も認識するべきです。」

(*Patrick M. Worsham; Coca-Cola Co.*)

このコメントは、簿価を修正するのであれば下方も上方も区別するべきではないとするものであり、こうしたタイプのコメントは合計で 4 通(13%)寄せられている。

いま 1 つ、若干視点は異なるが趣旨としてはこれも関連が深いコメントとして、電力会社であるガルフ・ステート・ユーティリティー社による回答を紹介しよう。

「簿価の戻し入れを行わなければ、歴史的原価にも経済的価値にも、いずれにももとづかない財政状態を報告することになります。そこでの簿価に関する基礎は、すでに誤っていることが知られている古い見積りにすぎません。」

(*Bobby Willis; Gulf States Utilities Co.*)

このように、戻し入れを行わないことにより、簿価が歴史的原価にも経済的価値にもいずれも属さないことにつながる点を指摘した回答は、合計で 4 通(13%)あった。

以上に取り上げた内容は、いずれも適正な資産価値を示すという点に主眼が置かれたものとしてまとめておこう。

次に、これらとは視点の異なるコメントとして電力会社のアメリカン・エレクトリック・パワー社と、タッパー製品を供給するプレマーク・インターナショナル社のコメントを引用する。

「減損損失の戻し入れを認めなければ、財政状態の過少表示と将来利益の過大表示を通じて、財務諸表利用者を困惑させ、ミスリードさせるでしょう。この会計では、経済的実態を適切に反映させることはできないでしょう。」

(*Peter J. Demaria; American Electric Power*)

「弊社は南アメリカに工場を保有し、6年前に簿価切り下げを実施しました。経済状況が変化した結果、当初の見積りに比べて現在では生産能力が改善しております。その結果、費用収益の適切な対応が図れなくなりました。弊社は価値の上昇に伴う簿価切り上げを実施し、それにより利得を認識しましたが、営業成績は収益と簿価のより適切な対応が図れております。」
(Robert W. Hoaglund; Premark International)

これらにみるように、適正な利益計算を行うために戻し入れを要求した回答が合計で6通(19%)あった。

次もまた視点が異なる。アルミニウム製品を供給するアルミニウム・カンパニー・オブ・アメリカ社と、小売業を展開するセーフウェイ社による回答である。

「将来において簿価の修正が行えない場合、経営者は減損が永久的であると確証するまで減損を認識しないという状況が起こり得ます。簿価を修正する指針があれば、経営者は早期に、そして自発的に減損を認識すると思われれます。」

(Earnest J. Edwards; Aluminum Company of America)

「弊社の見解において、減損損失の測定と認識に関する一般に認められた会計原則は、経営者が保守的な処理を行うように助長するものであります。この場合、資産の減損損失について、増加と減少の両方の変化を認める方が、そのねらいを達成する可能性が高くなると考えられます。」
(David J. Domeier; Safeway Ind.)

これらのコメントは、減損の早期計上を促すために戻し入れを要求するものであり、こうした記述を含んだ回答はこれらをあわせて合計で4通(13%)にみられる。

最後に、資産の定義について触れた電力会社のサザン社によるコメントを紹介しよう。

「減損の認識に関する基本的な論拠は、簿価が概念ステートメント6号の第25項に書かれてある資産の定義をもはや満たしていないということです。・・・(中略)・・・財務諸表上で減損を認識することに賛成するのと同じように、当該減損が回復していることを示す事象や環境が生じた場合、当該資産の簿価を戻し入れるべきであります。その上への修正は資産の定義を満たすと考えられます。」
(Dean Hudson; Southern Co.)

以上が戻し入れを要求する理由として記述された主要なコメントの内容である。図表4の左列はこれらの要約である。

図表 4 論点 7 への回答に関する理由

戻し入れを要求		戻し入れを禁止	
理由に関する記述あり	24 (77%)	理由に関する記述あり	42 (93%)
・当初の見積りの改訂は認識すべき	13 (42%)	・原価主義からの乖離につながる	20 (44%)
・より忠実な表現が達成される	8 (26%)	・利益調整に関する乱用を招く	13 (29%)
・適正な利益計算につながる	6 (19%)	・利益の変動性を抑制させるため	12 (27%)
・減損の早期認識につながる	4 (13%)	・当初の減損処理の信頼性を保つ	12 (27%)
・財務諸表利用者の誤解を防ぐ	4 (13%)	・偶発利得の取り扱いとの整合性を保つ	9 (20%)
・簿価の修正は上下方向とも行うべき	4 (13%)	・低価基準との整合性を保つ	9 (20%)
・原価と価値のいずれも表現しないことを防ぐ	4 (13%)	・戻し入れを行う状況は生じない	7 (16%)
・有価証券評価との整合性を保つ	1 (3%)	・保守主義	5 (11%)
・資産の定義との整合性を保つ	1 (3%)	・安易な減損の認識を回避させる	2 (4%)
・每期とも公正価値評価を行うべき	1 (3%)	・実務の複雑化を回避する	1 (2%)
理由に関する記述なし	7 (23%)	理由に関する記述なし	3 (7%)
合計	31 (100%)	合計	45 (100%)

(注) 括弧内は合計数に対する割合。

4. 回答パターン

(1) 仮説構築

事業会社のなかでも、減損損失の戻し入れを要求すべきか禁止すべきかについて意見が対峙するのはなぜだろうか。回答内容を整理した図表 4 を手がかりに、戻し入れを要求する企業の特徴について仮説を設定する。

第 1 に注目する点は、資産価値の開示に対する積極的な姿勢である。戻し入れを要求する理由には、「当初の見積りの改訂は認識すべき」、「より忠実な表現が達成される」、「簿価の修正は上下方向とも行うべき」とした記述があったが、いずれも適正な資産価値の表現に結びつくという点で共通する。そこで第 1 仮説を設定する。

H1: 戻し入れを要求する企業は現在価値の測定に対して積極的である。

第 2 に着目する点は、減損の早期計上に対する積極的な姿勢である。先にみたコメントには、「簿価の修正が行えない場合、経営者は減損が永久的であると確証するまで減損を認識しないことが起こり得る」という指摘があった。戻し入れを認めることが結果的に減損の早期認識につながるというのである。そこで、第 2 仮説を設定する。

H2: 戻し入れを要求する企業は減損を早期に認識する傾向がある。

この第 2 の仮説が支持されると、それにはさらに 2 つの説明が考えられる。1 つは、そうした企業は経済実態の変化を積極的に認識する傾向があるという可能性であり、いま 1 つは保守主義を志向しているという可能性である。後者については、一見すると戻し入れを禁止する方が保守主義と一貫するように思われがちだが、実は戻し入れを要求する企業にもまた別の保守主義の論理が存在している、ということになる。

第 3 に着目する点は、戻し入れを要求する企業の情報開示に対する姿勢である。先にみたコメントには、戻し入れを行わないと「財務諸表利用者の誤解を招く」とする記述があった。そうした財務諸表利用者への配慮があるなら、情報開示に対しても積極的であることが予想できる。そこで、第 3 仮説を設定する。

H3: 戻し入れを要求する企業は情報開示に積極的である。

(2) 検証方法

仮説の検証に用いる材料は、討議資料における他の論点に対する回答である。対象にする討議資料の論点は、減損の測定に関する論点 1.1、減損の認識に関する論点 3、そして開示に関する論点 5 と論点 6 である。各論点の内容は図表 5 のとおりである。

図表 5 検証対象とする論点

仮説	関連する論点	討議資料に提示された代替案	予想
H1	論点 1.1: 資産をどの測定属性によって測定するべきか。	a. 将来キャッシュフローの現在価値 b. 将来キャッシュフローの総和 c. 市場価値	a: + c: +
H2	論点 3: 資産の簿価が測定属性を上回る場合、どの規準をもってその差額を損失として認識するべきか。	a. 経済規準(economic criterion) b. 永久規準(permanence criterion) c. 確率規準(probability criterion)	a>c>b
H3	論点 5: 財務諸表の注記にはどのような情報を開示するべきか。	a. 追加的情報は不要 b. 減損が生じている資産、および減損をもたらした事象と環境 c. 測定に用いた仮定	a: - c: +
	論点 6: 潜在的な減損を経営者が発見している場合、財務諸表の注記にはどのような情報を開示するべきか。	a. 開示しない b. 簿価が測定属性を超過する資産、その金額、およびその原因となった事業と環境 c. 測定に用いた仮定	a: - c: +

(注) 論点 1.1 における代替案の市場価値には、現在原価、現在市場価値、正味実現可能価額が含まれる。

第 1 仮説については、論点 1.1 に対する回答を参照する。論点 1.1 は、減損を測定する際にどの測定属性をもって資産を測定するか、である。仮説と一貫する回答は、将来キャッシュフローの現在価値か市場価値のいずれかであろう。将来キャッシュフローの総和は割引計算を行わない点で、現在価値とは異なる概念である。その概念の第一義的な目的は、将来における通常の損益計算において損失が計上されない最低金額(回収可能な金額)を求めることにあるとされている。

第 2 仮説については、論点 3 に対する回答を参照する。減損の認識規準として、もっとも積極的に減損を認識する立場が経済規準であり、もっとも慎重な立場をとるのが永久規準である⁶。それらの折衷案が確率規準である。仮説と一貫する回答は経済規準であり、逆に永久規準は少ないと予想される。

第 3 仮説については、論点 5 と論点 6 を参照する。いずれも情報開示の内容や程度に関する論点である。「何も開示しない」という代替案は情報開示に対してもっとも消極的であり、逆に「測定に用いた仮定」まで開示するというのもっとも積極的である

⁶ 経済規準(economic criterion)とは、簿価が測定属性を超過する場合は無条件かつ即座に減損を認識するというものである。永久規準(permanence criterion)とは、簿価が測定属性を超過しても、その状態が永久に続くとは判断される場合にのみ減損を認識するというものである。確率規準(probability criterion)とはそれらの中間的な規準である。すなわち、簿価が回収できる可能性を 3 段階 (probable; reasonably possible; remote) に分類し、可能性がもっとも高ければ減損を認識し、中程度であれば注記による開示にとどめ、そして可能性が低ければ認識も開示も行わないとするものである。

と判断できる⁷。仮説と一貫する場合、「測定に用いた仮定」が多く、逆に「何も開示しない」が少ないという回答パターンが予想できる。

(3) 結果と解釈

結果は図表 6 のクロス集計表のとおりである。論点間の独立性の程度については、 χ^2 値と χ^2 検定による有意確率を算出した。結果からいえることは、まず戻し入れに関する回答は論点 3 への回答と関係がある (χ^2 値: 15.711; 有意確率: 0.0013)。戻し入れを禁止する回答 45 通のうち 14 通は永久規準を支持しているが、戻し入れを要求する回答 31 通のうちではわずか 1 通である。この点に着目すれば、第 2 仮説と一貫する。

次に、第 1 仮説は予想に反する結果である。戻し入れを禁止する企業の方が将来キャッシュフローの現在価値を支持する割合が高い (χ^2 値: 7.541; 有意確率: 0.0565)。

第 3 仮説については、「何も開示しない」とする回答が戻し入れを禁止する回答より要求する回答の方に多くみられる点で予想と一貫する。しかし、全体的には戻し入れに関する回答と論点 5・論点 6 との間に有意な関係はみられなかった (有意確率 = 論点 5: 0.4532; 論点 6: 0.2511)。したがって、第 3 は留保である。

以上の分析から、戻し入れを支持する企業は減損の認識に積極的であることがわかった。では、このことは経済実態の変化を積極的に認識する傾向によるものか、それとも保守主義によるものか。前者であれば、現在価値測定に対して消極的であるのはなぜか。経済実態の変化を積極的に捉えようとするのであれば、現在価値測定に対しても肯定的であると考えるのが自然ではないか。減損損失の戻し入れをめぐり、単に「資産価値を適正に表現する」という意図とはまた別の論理が見え隠れする。次節では追加的な証拠を用いながら、この点を解明していくことにしよう。

5. 業種と財務パフォーマンス

(1) 業種分類

業種や財務パフォーマンスの視点から戻し入れを要求する企業の特性を分析する。図表 7 は、戻し入れに対する回答を業種別に分類したものである。業種別にみた場合に注目すべき点は、回答数をもっとも多い業種は電力業であり、その電力業における大半 (75%) の企業が戻し入れを要求していることである。

それではなぜ、電力会社は戻し入れを要求するか。電力業においてはサンプル企業の他に業界団体からのコメントも寄せられている。その内容に注目する。エジソン電力協会は、戻し入れを要求する理由として表現の忠実性の改善などをあげたうえで、最後に次のように記述している。

⁷ 「測定に用いた仮定」を開示することは、機会主義的な利益調整を困難にさせるだけでなく、企業の内部情報を外部に漏らすリスクまで負うため、情報開示に対してより積極的であると考えられる。

図表6 クロス集計表と²検定

		論点7		論点1.1				論点3				論点5				各論点における合計
		a. 要求	b. 禁止	a	b	c	n	a	b	c	n	a	b	c	n	
論点1.1	a. 将来CFの現在価値	9(38%)	15(63%)													24
	b. 将来CFの総和	20(50%)	20(50%)													40
	c. 市場価値	1(100%)	0(0%)													1
	n. 不特定・その他	1	10													11
論点3	a. 経済規準	2(50%)	2(50%)	1	2	0	1									4
	b. 永久規準	1(7%)	14(93%)	6	7	0	2									15
	c. 確率規準	28(55%)	23(45%)	14	30	1	6									51
	n. 不特定・その他	0	6	3	1	0	2									6
論点5	a. 不要	1(25%)	3(75%)	2	0	0	2	0	1	2	1					4
	b. 事象環境など	22(44%)	28(56%)	13	29	1	7	2	9	35	4					50
	c. 測定の仮定	7(47%)	8(53%)	7	8	0	0	1	3	10	1					15
	n. 不特定・その他	1	6	2	3	0	2	1	2	4	0					7
論点6	a. 不要	8(32%)	17(68%)	11	11	0	3	1	7	16	1	3	18	3	1	25
	b. 事象環境など	17(52%)	16(48%)	9	16	1	7	1	6	22	4	1	27	4	1	33
	c. 測定の仮定	1(50%)	1(50%)	0	2	0	0	0	0	2	0	0	0	2	0	2
	n. 不特定・その他	5	11	4	11	0	1	2	2	11	1	0	5	6	5	16
各論点における合計		31(41%)	45(59%)	24	40	1	11	4	15	51	6	4	50	15	7	76

(独立性の²検定)

	² 値	自由度	有意確率
論点1.1	7.541	3	0.0565
論点3	15.711	3	0.0013
論点5	2.877	3	0.4110
論点6	3.045	3	0.3848

図表7 論点7に対する回答：業種別

	要求	禁止	無回答	合計
1 建設	1	1	1	3
2 食品	2	3	0	5
3 化学	1	2	0	3
4 医薬品	1	7	0	8
5 石油	1	10	1	12
6 窯業	0	1	0	1
7 鉄鋼	1	0	0	1
8 非鉄・金属	1	0	0	1
9 機械	3	0	0	3
10 電気機器	1	2	0	3
11 自動車	1	1	0	2
12 輸送用機器	0	2	0	2
13 小売業	1	1	0	2
14 銀行	2	3	0	5
15 証券	1	0	0	1
16 保険	1	1	0	2
17 不動産	0	0	1	1
18 通信	1	4	0	5
19 電力	12	3	1	16
20 ガス	0	5	0	5
21 サービス	0	1	0	1
22 コングロマリット	0	2	0	2
合計	31	49	4	84

(注) コングロマリットは、5つ以上の異業種事業から構成される企業と定義した。ゼネラル・エレクトリック社とユナイテッド・テクノロジー社がこれに該当する。

「電力業において、減損の回復を禁止することは、財務諸表のミスリーディングを招くだけでなく、経済的な悪影響をもたらす可能性があります。・・・(中略)・・・規制当局は簿価をベースに電力レート(価格)を決定しますが、戻し入れを認めない場合、過大なリターンをベースにレート決定が行われることとなります。」(括弧内 筆者)

(Robert L. Baum; Edison Electric Institute)

一般に、アメリカの公益事業会社では収益が次の式にしたがって設定されている⁸。「収益 = 営業費用 + 減価償却費 + 税金 + 資本利益率 × 基準資産額」である。減損損失の戻し入れを行う場合、その簿価の増額分だけ後の減価償却費は増額する。したがって、戻し入れを行う方がそれを行わない場合に比べて収益が増額するのである。戻し入れを行わないと、当該資産の減価償却は十分に実施されず、当該資産の再調達は困難になるであろう。この意味で、経済的な悪影響をもたらすと考えられる。

⁸ Watts and Zimmerman[1986].

このように、電力会社が戻し入れを要求する背景には、規制当局による料金設定をめぐる事情がある。そこでは前節で想定したような財務諸表で現在価値情報を表示するという目的は意図されていないようである。これを裏付ける証拠として、やはり戻し入れを要求しているコンシューマー・パワー社の次の回答を引用する。

「弊社は、現在価値アプローチより歴史的原価アプローチを支持します。その方が、財務諸表利用者への理解可能性、保守主義、測定の信頼性があると考えられるからです。・・・(中略)・・・弊社の見解では、現在価値アプローチは信頼可能な資産価値を提供することにはならないであろうと思われます。」

(S. N. Spring; Consumers Power Co.)

(2) 仮説構築

電力業における事情は業種特殊的である。では、それ以外の業種の企業が戻し入れを要求する背後にある要因は何か。次の5つの側面について仮説を設定する。保守主義、実務コスト、利益捻出志向、債務契約コスト、事業リスクである。

まず、前節の分析では戻し入れを要求する企業は減損を積極的に認識する傾向があることを発見した。これはコメントレターの記述にあったように保守主義を志向しているからなのか、それとも保守主義とは関係なく経済的実態の認識に積極的であるからなのか。そこで、さしあたり次の仮説を設定しておこう。

H4: 戻し入れを要求する企業は保守主義を志向している。

この仮説が棄却されれば、逆に経済的実態の認識に積極的であるというもう一方の仮説が支持されることになる。

次に、保有資産の忠実な表現が比較的容易に実行できるかどうか、について検討する。事業用資産の上方への再評価が制度上認められているイギリスやオーストラリアでの研究では、測定の実行可能性の観点から工場・設備に比べて土地の再評価の方が実施される傾向⁹や、信頼可能な測定が行える場合は再評価を実施し、行えない場合は注記開示にとどめる傾向¹⁰が発見されている。そこで、以下の仮説を設定する。

H5: 戻し入れを要求する企業は実務コストが低い。

減損損失の戻し入れは、当期における純利益の増額を通じて負債比率を低下させる効果をもつ。このことから、債務契約コストを抑制させることに活用される可能性がある。事

⁹ Easton, Edey and Harris[1993]

¹⁰ Cotter and Zimmer[1999].

業用資産の上方への再評価が制度上認められているイギリスやオーストラリアにおける研究は、この仮説と一貫して、自己資本比率が低い企業ほど上方への再評価が観察される傾向を発見している¹¹。そこで次の仮説を設定する。

H6: 戻し入れ要求企業は債務契約コストの抑制機会を保持しようとしている。

減損損失の戻し入れは、当期における純利益を増額させ、当期以降においては減価償却費の増額を通じて営業利益および純利益を減額させる効果をもつ。このことから、戻し入れは当期における増益材料として活用される可能性が考えられる。とくに低業績企業は、そうした材料を選択肢としてもとうとするインセンティブがはたらくであろう。そこで、次の仮説を設定する。

H7: 戻し入れを要求する企業は増益機会を保持しようとしている。

最後に企業の事業リスクについて検討しよう。企業が比較的リスクの高い複数の事業から構成されている場合、簿価の下方への修正だけでなく、上方への戻し入れも認められている方が、事業間における業績の相殺機会が得られる。以下の仮説を設定しよう。

H8: 戻し入れを要求する企業は事業リスクが高い。

(3) 検証方法

サンプル企業は、これまでの分析で用いた 84 社から以下の控除対象企業を除いた 57 社とする。控除対象企業は、銀行(5)、証券(1)、保険(2)、電力(16)の各業種に属する企業と、その他の業種で論点 7 に対して無回答の企業(3)である。

まず、保守主義に関する第 4 仮説については、保守主義の程度を代理する変数として有形固定資産の減価償却方法を用いる¹²。保守主義の程度が強い企業ほど、定率法や加速償却法を選択して、逆に定額法を採用しない傾向があると考えられる。そこで、減価償却方法と減損損失の戻し入れに関する回答とのクロスセクション分析を行う。

実務コストに関する第 5 仮説については、減損処理の対象となる資産が多いほど、その実務負担コストは増大することが予想される。そこで、総資産に占める有形固定資産の比率と戻し入れに関する回答との関係をプロビット分析により検証する¹³。

¹¹ これらが実際に意図されているとする証拠として、Emanuel[1989]; Brown, Izan and Loh[1992]; Cotter and Zimmer[1995]; Black, Sellers and Manly[1998]を参照。

¹² サンプル企業が採用する減価償却方法には、定額法(straight-line method)、加速償却法(accelerated method)、定率法(declining-balance method)、生産高比例法(unit-of-product method)がある。

¹³ イギリスやオーストラリアの研究では、測定の実行可能性の観点から工場・設備に比べて土

債務契約コストに関する第 6 仮説については、財務的健全性が低い企業であるほど、債務契約コストの抑制材料として減損損失の戻し入れを活用すると予想される。そこで、自己資本比率の水準と戻し入れに関する回答との関係についてプロビット分析を行う。

利益増益機会に関する第 7 仮説については、業績が低迷している企業であるほど、増益の材料として減損損失の戻し入れを活用する機会が多いと考えられる。そこで、ROA の水準と戻し入れに関する回答との関係をプロビット分析により検証する。

事業リスクに関する第 8 仮説については、事業リスクの程度を代理する変数として純利益の標準偏差を用いる。事業リスクが高いほど純利益の変動が高くなると予想されるからである。当該変数と戻し入れに関する回答との関係についてプロビット分析を行う。

なお、財務数値を説明変数に用いる場合は、全サンプルの中央値を各企業の数値から差し引いて、プラスの残余を出す企業を 1、マイナスの残余を出す企業を 0 としてサンプルを 2 分する。このように連続変数を離散的な質的情報に変換する理由は、サンプル数が比較的少ないなかで、財務数値分布のすその値の影響を回避するためである。これにより本分析のねらいに適した安定的な結果が得られると考えられる。

図表 8 説明変数と仮説

変数	定義	表示	仮説	方法	予想
減価償却方法	定額法の割合 (1990 年)	-	4	クロス セクション	?
有形固定資産比率	$\frac{\text{有形固定資産}}{\text{総資産}}$ (1990 年)	PPE	5	プロビット	-
自己資本比率	$\frac{\text{株主資本}}{\text{総資産}}$ (1990 年)	LEV	6	プロビット	-
総資産利益率	$\frac{\text{純利益}}{\text{総資産}}$ (1989 年～90 年の平均値)	ROA	7	プロビット	-
利益変動性	1986 年～90 年の 5 年間 における純利益の標準偏差		8	プロビット	+

地の再評価の方が実施される傾向と、信頼可能な測定が行える場合は再評価を実施し、行えない場合は注記開示にとどめるという傾向が発見されている。これを受けて、企業が保有する土地にも着目した。アニュアルレポートをみると、アメリカ企業における土地のディスクロージャーは 3 つのタイプに分類できる。第 1 は貸借対照表に土地が独立項目として表示されているタイプ、第 2 は貸借対照表には独立項目として表示されていないが、財務諸表の注記において開示されているタイプ、第 3 はいずれにも開示されていないタイプである。このことから、貸借対照表に土地を独立表示している企業ほど、保有資産の忠実な表現を試みており、かつそれが実行可能であることが推察できる。そこで、土地のディスクロージャーのタイプと減損損失の戻し入れに関する回答とのクロスセクション分析を行った。しかし、それらの間に有意な関係は発見できなかった。理由として考えられるのは、アメリカ企業の総資産に占める土地の割合が低く、戻し入れをめぐる意思決定に与える影響が少ないということである。

(4) 結果と解釈

第4仮説の検証結果は仮説と一貫しないものである。戻し入れを要求する企業は戻し入れを禁止する企業に比べて定額法を採用する傾向が強く、統計的に有意な関係が認められる。したがって、戻し入れを要求する企業は保守的であるとはいえない(図表9)。

第5仮説から第8仮説の検証は以下の回帰式を用いた。

$$Y_i = \beta_0 + \beta_1 PPE + \beta_2 LEV + \beta_3 ROA + \beta_4 + \epsilon_i$$

ϵ_i : 誤差項

$Y_i=1$: 戻し入れを要求すべきとしている企業

$Y_i=0$: 戻し入れを禁止すべきとしている企業

検証結果は、実務コストに関する第5仮説と利益増益機会に関する第7仮説について予想と一貫する統計的に有意な関係が認められた。一方、債務契約コストに関する第6仮説と事業リスクに関する第8仮説については、予想と一貫しているものの、統計的に有意な関係は認められなかった(図表10)。

図表9 減価償却方法

	減損損失の戻し入れ		
	要 求	禁 止	合 計
定額法	13 (35%)	24 (65%)	37 (100%)
定額法以外 (加速償却法・定率法・生産高比例法)	2 (18%)	9 (82%)	11 (100%)
不特定(併用・記載なし)	0 (0%)	9 (100%)	9 (100%)
合 計	15 (26%)	42 (74%)	57 (100%)

(独立性の²検定) χ^2 値: 5.074 ; 自由度: 2 ; 有意確率: 0.079

図表10 プロビット分析の結果

<i>Intercept</i>	<i>PPE</i>	<i>LEV</i>	<i>ROA</i>		<i>FCR</i>
- 0.044	- 0.740	- 0.080	- 0.747	0.248	0.719
(- 0.098)	(- 1.868)*	(- 0.191)	(- 1.771)*	(0.619)	

()はt値、*: 10%有意、N = 57。

以上の検証結果からいえることは次のとおりである。戻し入れを要求する企業は減損を積極的に認識する傾向があるが、このことは保守主義によるというより、純粋に経済実態の変化を積極的に認識するためであると考えられる。そうした企業は、戻し入れに関する実務を展開するにあたり比較的成本がかからないとみることができる。また、戻し入れを要求している企業は業績が低く、経営者は増益材料を活用する機会を保持しようとするモチベーションがはたらいっているようである。

6. 結論

本論文の目的は、減損損失の戻し入れをめぐる企業の論理を解明することであった。これまでの議論の要約は次のとおりである（図表 11）。FASB に寄せられたコメントレターによれば、企業が戻し入れを要求する理由は「減損の認識が見積りに依存しているため、見積りの改訂があれば認識すべきであるため」、「資産価値の忠実な表現につながるため」、「適正な利益計算につながるため」、「減損の早期認識につながるため」などであった。

こうした回答をする企業は、経済実態の変化を積極的に認識しようとする志向が強いが、資産の現在価値の測定や開示を支持しているわけではない。むしろ、当期と将来の期間利益計算の適正化を重要視しているようである。とくに、規制当局による料金設定が貸借対照表上の資産簿価とその減価償却費に影響を受ける電力会社では、適正な業績の計算という観点から戻し入れを要求する傾向がみられた。

また、戻し入れを要求する企業の業績は比較的低迷しており、戻し入れを肯定する背景には戻し入れを増益材料として活用する機会を保持しておこうとする経営者のモチベーションが見え隠れしている。さらに、戻し入れを要求する企業はその実施に伴う実務的なコストが比較的安く、この条件もまた回答に影響を与えているようである。

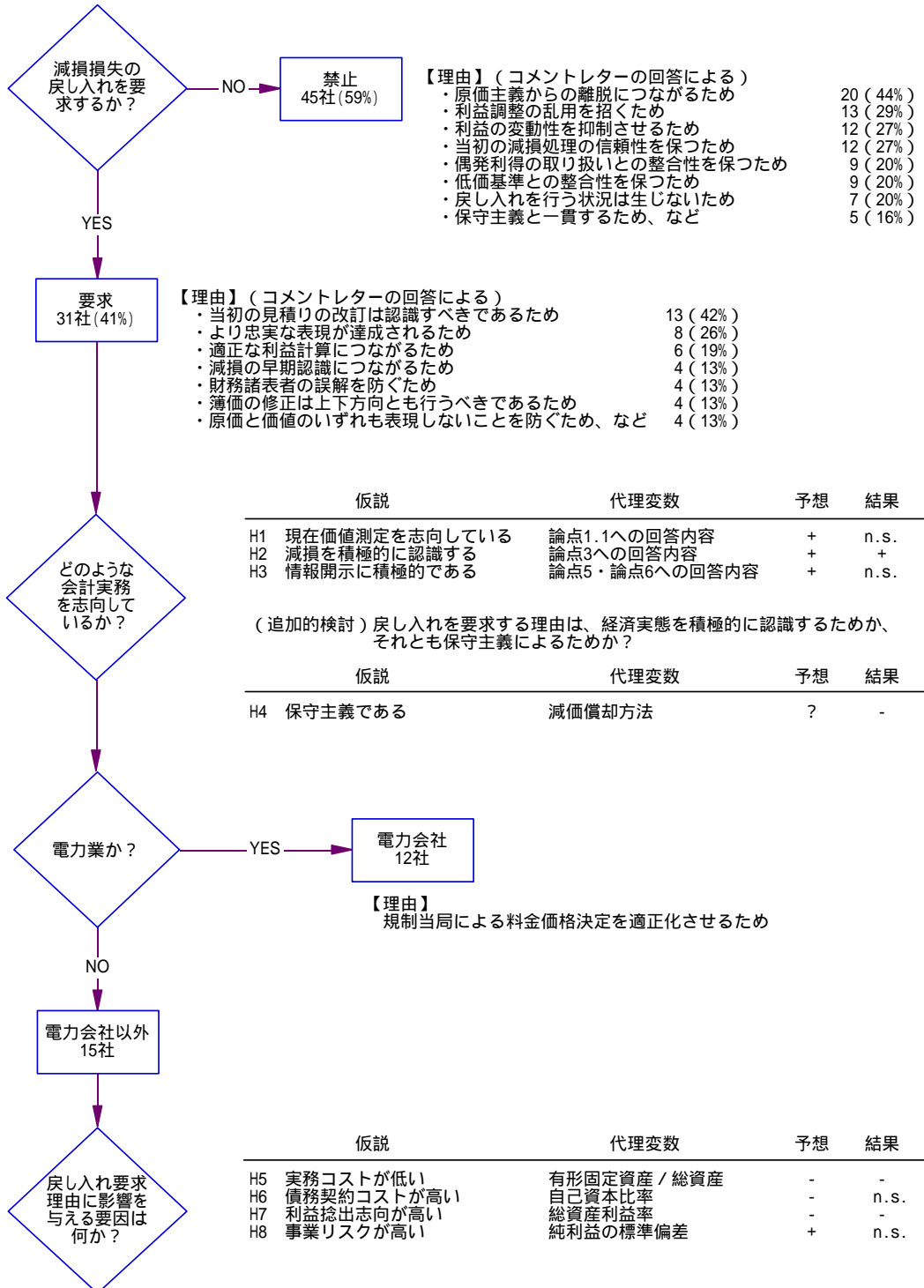
以上の発見は、固定資産の時価評価に関する議論に示唆を与えるであろう。現在、市場関係者を中心に、現行の原価主義会計の枠を離れた固定資産の時価評価を望む声にわかに高まっている。こうした声に現実味を与えるのが、国際会計基準審議会(IASB)の影響力の高まりとその動向である。IASBによる事業用資産の評価基準をみると、原則は原価評価とされているものの、代替処理として時価への再評価が認められている¹⁴。また、現在検討中の業績報告に関する基準では、不動産や機械・設備などの時価評価が検討事項として視野に含められている。こうした動きを背景に、今後、各国の基準設定機関では固定資産の時価評価をめぐる論議の機会が増えると予想される。

例えば仮に、固定資産の時価の変動を業績に反映させる場合、本論文の議論にしたがえば、時価の測定や開示について厳密な指針を設ける必要があるだろう。上方への時価評価を行うインセンティブをもつ企業は比較的業績が低迷している企業に限られる可能性が高いからである。逆に、業績が好調な企業は上方への時価評価を行うインセンティブが低い。その違いが測定の信頼性や表現の忠実性に影響するなら、結果として企業間や時系列間における財務諸表の比較可能性が損なわれる可能性があるであろう。

これに関して今回、コメントレターを分析する過程で次の記述を多く目にした。「事業用資産は企業によって使用される環境が異なるため、クックブック(cook book)のような厳密な指針を設けるべきではない。」本論文での議論は、そうした厳密な指針を設けないことによって起こり得る 1 つの結果を示唆しているであろう。

¹⁴ IAS16 号による。Ashbaugh and Olsson[2002]によれば、IAS16 号にもとづく固定資産の再評価は普及しており、一般的であるとされている。

図表 11 減損損失の戻し入れをめぐる企業の論理



引用文献

- Ashbaugh, H. and P. Olsson, "An exploratory study of the valuation properties of crosslisted firms' IAS and U.S. GAAP earnings and book values," *The Accounting Review*, 77(1), 2002.
- Black, E.L., K.F. Sellers and T.S. Manly, "EARNINGS MANAGEMENT USING ASSET SALES: AN INTERNATIONAL STUDY OF COUNTRIES ALLOWING NONCURRENT ASSET REVALUATION," *Journal of Business Finance & Accounting*, 25(9)&(10), November/December 1998.
- Brown, P., H.Y. Izan and A.L. Loh, "Fixed Asset Revaluations and Managerial Incentives," *ABACUS*, Vol.28, No.1, 1992.
- Cotter, J. and I. Zimmer, "Asset Revaluations and Assessment of Borrowing Capacity," *ABACUS*, Vol.31, No.2, 1995.
- Cotter, J. and I. Zimmer, "Why do some firms recognize whereas others only disclose asset revaluations?," Working paper of University of Southern Queensland, 1999.
- Easton, P., P. Edey and T. Harris, "An investigation of revaluations of tangible long-lived assets," *Journal of Accounting Research*, 31(Supplement), 1993.
- Emanuel, D.M., "Asset Revaluations and Share Price Revisions," *Journal of Business Finance and Accounting*, Spring 1989.
- Financial Accounting Standards Board, *Discussion Memorandum an analysis of issues related to Accounting for the Impairment of Long-Lived Assets and Identifiable Intangibles*, Stamford, Connecticut, 1990.
- , *Letters of comment submitted in respect of the FASB discussion memorandums, accounting for the impairment of long-lived assets and identifiable intangibles and present value-based measurements in accounting, both dated December 7, 1990*, Norwalk, Connecticut, 1993.
- Tandy, P.R. and N.L. Wilburn, "Constituent Participation in Standard-Setting: The FASB's First 100 Statements," *Accounting Horizons*, June 1992.
- Watts, R.L. and J.L. Zimmerman, *POSITIVE ACCOUNTING THEORY*, Prentice-Hall, 1986. (須田一幸訳『実証理論としての会計学』白桃書房、1991年)